

2024年
7月号

職場内で提示・回覧を
お願いします。

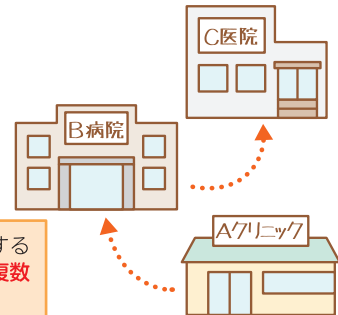
健康だより



上手な
医療の
かかり方

体にもお財布にも負担が大きい

はしご受診3つの損



はしご受診…

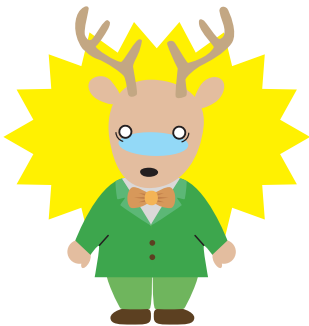
医師の紹介で別の医療機関を受診する
のとは異なり、**同じ病気やケガで複数
の医療機関を受診すること**



損1

医療費がかさむ

はしご受診すると
初診・再診料で約2倍、検査料等は3倍に
なります。



	同じ医療機関を 3回受診したとき ※()内は3割負担の場合	3つの医療機関を はしご受診したとき ※()内は3割負担の場合
1回目	初診料 2,910円 + 検査料等 (870円)	初診料 2,910円 + 検査料等 (870円)
2回目	再診料 750円 (230円)	初診料 2,910円 + 検査料等 (870円)
3回目	再診料 750円 (230円)	初診料 2,910円 + 検査料等 (870円)
初診・再診料の 合計額	初診・再診料 4,410円 + 検査料等 (1,330円)	初診料 8,730円 + 検査料等×3 (2,610円)



損2

体に負担がかかる

医療機関を変える度に同じような検査や薬の処方が繰り返されることになります。
CT検査やMRIなどの画像診断では、繰り返し受けることで体への負担が大きくなり
ます。また、同じような作用の薬を毎回処方されることにより、薬の重複や複
数の薬の飲み合わせにより、副作用等を引き起こす場合もあります。



損3

治療法が確立されずに治療期間が長引く

医療機関を変える度に治療がスタート地点に戻ってしまうため、治療法が確立されない
まま時間だけが経過してしまい、結果的に症状の回復が遅れたり治療期間が長引いてし
まう恐れがあります。

治療の不安や疑問を伝えることができる
「**かかりつけ医**」を持ちましょう。

Check!

医師の診断や治療方針などに不安や疑問点があれば、
まずはその医師に伝えましょう。



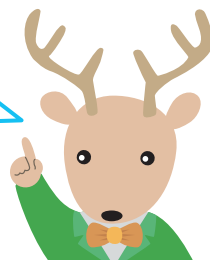
～生活習慣病予防健診を利用されていない事業所さま～

定期健診結果の提出をお願いします

協会けんぽでは、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診していない被保険者さま(お勤めされている方)の定期健診結果データの提供を事業主さまにお願いしています。

協会けんぽへの定期健診結果の提出は、「高齢者の医療の確保に関する法律(第27条第3項・第4項)で義務付けられています。また、事業主さまが責任を問われることはありません。

「個人情報の保護に関する法律」で、法令に基づく場合は受診者本人の同意は不要とされています。



無料です

提出の
メリット

1

健康サポート(特定保健指導)を受けられます!

対象:40歳～74歳の被保険者

健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方は、保健師または管理栄養士の面談による生活習慣改善のサポートを受けることができます。

提出の
メリット

2

保険料負担の軽減につながります!

健診結果をご提供いただくことで、健診実施率が上がり、協会けんぽのインセンティブ制度により健康保険料率が引き下げとなれば、保険料負担の軽減につながります。

提出の
メリット

3

マイナポータル上で健診結果データの閲覧が可能に!

受診者ご本人がマイナポータル上で健診結果をご覧いただけるようになりますので、ご自身の健康管理にお役立ていただけます。

定期健診結果の提出方法

定期健診の受診先の健診機関が協会けんぽと契約している健診機関※かどうか、当支部ホームページでご確認いただき、以下のいずれかを当支部までお送りください ※奈良県内39機関 (R6.4月時点)



契約健診機関一覧や同意書の様式等は
こちらから



定期健診受診先機関は
協会けんぽと契約が

ある

同意書をご提出ください

健診の受診先の健診機関から、対象者の健診結果を協会けんぽへ提供することに、事業所の同意が必要です。

ない

健診結果の写しと
同意確認書
をご提出ください

提供義務のない項目を含んだ健診結果の写しの提供については、受診者(従業員)の同意をご確認の上、同意確認書をご提出ください。

※提出後、健診結果の判定により、特定保健指導の対象者がおられる場合は順次ご案内をお送りします。

※生活習慣病予防健診を利用された場合は定期健診結果の提出は必要ありません。



協会けんぽ
奈良支部

(送付先住所は下部のとおり)